

第七十五回帝國議會
衆議院

鑛業法中改正法律案外一件委員會會議錄(速記)第一回

付託議案
鑛業法中改正法律案(政府提出)
(第二號)
砂鑛法中改正法律案(政府提出)
(第六三號)

委員會成立

本委員ハ昭和十五年二月二十四日(土曜日)
議長ノ指名ヲ以テ左ノ通選定セラレタリ

櫻井兵五郎君	澤田 利吉君
中井川 浩君	松尾 三藏君
山本 厚三君	手代木隆吉君
岡野 龍一君	內藤 正剛君
村松 久義君	小柳 牧衛君
森下 國雄君	長野 長廣君
卯尾田毅太郎君	山田 順策君
篠原 義政君	小山田義孝君
匹田 銳吉君	井阪 豐光君
木暮武太夫君	久山 知之君
鶴 惣市君	石井德久次君
原口初太郎君	箸本 太吉君
東條 貞君	松尾 孝之君
依光 好秋君	瀧澤 七郎君
川俣 清音君	松本治一郎君
加藤 鑛造君	朴 春 琴君
小池 四郎君	長谷 長次君
坂本宗太郎君	岩瀬 亮君

同月二十六日(月曜日)午前十時四十分委員
長理事互選ノ爲委員參集ス
其ノ氏名左ノ如シ

櫻井兵五郎君	澤田 利吉君
中井川 浩君	松尾 三藏君
山本 厚三君	手代木隆吉君
岡野 龍一君	內藤 正剛君
小柳 牧衛君	森下 國雄君
長野 長廣君	篠原 義政君
小山田義孝君	井阪 豐光君

久山 知之君 鶴 惣市君
石井德久次君 原口初太郎君
松尾 孝之君 依光 好秋君
瀧澤 七郎君 川俣 清音君
松本治一郎君 加藤 鑛造君
小池 四郎君 長谷 長次君

〔年長者原口初太郎君投票管理者ト爲ル〕

○原口投票管理者 先例ニ依リマシテ私が
年長者故ヲ以テ投票管理者トナリ、是ヨリ
委員長及理事ノ互選ヲ行ヒマス

○篠原委員 此ノ際投票ヲ用ヒズ、櫻井兵
五郎君ヲ委員長ニ御推薦致シタイト思ヒマ
ス

〔贊成々々〕ト呼フ者アリ
○原口投票管理者 篠原義政君ノ意見ニ御
異議ナイト認メマス、仍テ櫻井兵五郎君ガ
委員長ニ御當選ニナリマシタ

〔拍手起ル〕
○櫻井委員長 御推薦ヲ蒙リマシテ委員長
ノ職ヲ汚シマス、不行届勝チト思ヒマスガ、
ドウゾ各位ノ御協力ヲ蒙リマシテ、任務ヲ
全ウ致シタイト存ジマス、宜シク御願ヲ致シ
マス(拍手)引續キ理事ノ互選ヲ行ヒマス

○篠原委員 理事ハ其ノ數ヲ七名トシテ、
委員長ニ於テ御指名セラレシコトヲ望ミマス、
〔贊成々々〕ト呼フ者アリ

○櫻井委員長 篠原君ノ御意見ニ御異議ナ
イモノト認メマス、仍テ理事ノ指名ヲ致シ
マス

澤田 利吉君 中井川 浩君
松尾 三藏君 篠原 義政君
小山田義孝君 依光 好秋君
川俣 清音君

以上七名ヲ理事ニ御願致シマス

會議

昭和十五年二月二十六日(月曜日)午前十時
四十二分開議
出席委員左ノ如シ

委員長 櫻井 兵五郎君
理事澤田 利吉君 理事中井川 浩君
理事松尾 三藏君 理事篠原 義政君
理事小山田義孝君 理事依光 好秋君
理事川俣 清音君

山本 厚三君 手代木隆吉君
岡野 龍一君 內藤 正剛君
小柳 牧衛君 森下 國雄君
長野 長廣君 井阪 豐光君
久山 知之君 鶴 惣市君
石井德久次君 原口初太郎君
松尾 孝之君 瀧澤 七郎君
松本治一郎君 加藤 鑛造君
小池 四郎君 長谷 長次君

出席政府委員左ノ如シ
本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

鑛業法中改正法律案(政府提出)
砂鑛法中改正法律案(政府提出)

○櫻井委員長 ソレデハ是ヨリ會議ヲ開キ
マス、本委員會ニ付託サレタル案ハ鑛

業法中改正法律案外一件デアリマス、先ヅ
政府ノ提案理由ヲ説明ヲ求メマス

○加藤政府委員 鑛業法中改正法律案及砂
鑛法中改正法律案ノ提案ノ理由ヲ御説明致
シマス、右ノ二法案ヲ立案致シマシタル根
本趣旨ハ、本會議ニ於テ申述ベマシタル通リ
デアリマスルガ、茲ニ本法案ノ内容ニ付テ
其ノ大綱ノ御説明申上ゲ、是ガ提案ノ理由
ヲ具體的ニ明ニ致シタイト存ジマス

先ヅ鑛業法中改正法律案ニ付テ申上ゲマ
スガ、其ノ第一ハ試掘權制度ニ關スルモノ
デアリマス、現在鑛業權ハ試掘權ヲ採掘權
トニ分レテ居リマス、試掘權ハ單ニ採掘ノ
價值アリヤ否ヤノ調査ヲ其ノ内容トスルモ
ノデアリマスルカラ、試掘權ハ採掘權ト其
ノ取扱ヲ異ニシ、是ガ設定ヲ簡易ニ致シマ
スルト共ニ、其ノ負擔ノ輕減ヲ圖ツテ居ル
ノデアリマス、此ノ試掘及採掘ノ二本建ノ
制度ハ、探鑛獎勵等ノ見地カラ極メテ適當
ノ制度デアルト認メラレルデアリマスルガ、
第三十三ノ二ノ規定ニ依リマシテ、試掘權
者ガ試掘權ノ存續期間滿了後十日以内ニ同
種ノ鑛物ニ付更ニ鑛業ノ出願ヲ爲シタルト
キハ舊試掘權區ニ係ル部分ニ付テハ他ノ出
願人ニ對シ優先權ヲ有スルコトナツテ居
ル爲ニ、試掘權ハ法律上二箇年ノ期間ヲ附
セラレテ居ルニモ拘ラズ、之ヲ殆ド無期限
ニ延長シ得ルコトナリ、試掘權區デアリ
ナガラ、事實ハ其ノ期間内ニ試掘ガ行ハレ
ナイト云フ實例ガ極メテ多イデアリマス、
右ノ如キ實情ニ鑑ミマシテ、本法案ニ於キ

マシテハ、試掘權ノ期間ハ之ヲ延長シテ四年ト致シマスルト共ニ、第三十三條ノ二ノ規定ハ之ヲ削除スルコトヲ致シタノデアリマス、即チ正當ナル試掘行為ハ十分ニ之ヲ保護スルト共ニ、其ノ權利ノ濫用ハ嚴ニ之ヲ防止セントスルノデアリマス

以上ガ試掘權制度改正ノ要點デアリマスルガ、斯ル改正ノ實施セラレタル曉ニハ、試掘權ノ存續期間中ニ、殊更ニ廢業シ、然ル後直チニ再度出願ヲ爲シ、以テ實質上權利ノ延長ヲ圖リ、本改正ノ趣旨ヲ沒却スルガ如キ弊害ヲ招來スルコトモ豫想セラレハ、試掘權ガ其ノ存續期間満了前ニ消滅シタル場合等ニハ、其ノ殘存期間内ハ同種ノ鑛物ノ鑛業出願ヲ許可セザルコトヲ致シタノデアリマス、試掘權ハ要スルニ採掘ノ價值アリヤ否ヤノ調査ヲ保護スル爲ノモノデアリマスルカラ、採掘ノ結果價值アルモノハ速ニ之ヲ採掘權ニ轉ゼシメルコトガ必要デアリマス、隨テ本法律案ニ於キマシテハ、採掘ノ價值アリト認メタ場合ニハ、試掘出願人ニ對シテノミ採掘ノ出願ヲ命ジ得ルコトヲナツテ居リマスル現在ノ制度ヲ改メテ、試掘權者ニ對シテモ採掘ノ出願ヲ命ジ得ルコトヲシタ次第デアリマス

尙本法案施行當時、現ニ存スル試掘權ノ存續期間ハ、本法案施行ノ日カラ四年トスルコトニ致シマシタ、唯石油ニ付キマシテハ、現在政府ニ於キマシテ石油試掘五箇年計畫ヲ樹立シ、鑛區毎ニ目標ヲ定メテ其ノ實現ヲ期シテ居ル次第デアリ、旁、石油ノ試掘ハ技術的ニモ非常ニ困難デアリマスルカラ、是等ノ事情ヲ斟酌致シマシテ、本法案施行當時現存スル石油ノ試掘權ニ付テハ、

主務大臣ノ認定ニ依リ四年以内其ノ期間ヲ延長シ得ルコトヲ致シタノデアリマス

第二ハ法定鑛物ノ追加ニ關スルモノデアリマス、昭和九年ニ鑛業法ヲ改正シテ、「ニッセル」鑛、「コバルト」鑛、石膏及重晶石ヲ鑛業法上ノ鑛物ニ追加致シタノデアリマスルガ、其ノ後ノ調査ニ依リマスレバ、現在鑛業法ノ適用ヲ受ケザル鑛物ノ中デモ明礬石、螢石、石棉ノ如キハ、既ニ現在ニ於テモ或ル程度ノ產出ヲ見テ居リマスルミナラズ、近イ將來ニ於テ相當ノ產出ヲ期待シ得ルコトガ判明シテ參リマシタノデ、本法律案ニ於キマシテハ、此ノ際等ノ鑛物ヲ鑛業法所定ノ鑛物ト爲シ、以テ鑛業法ノ保護監督ノ下ニ其ノ開發ヲ促進セントスルモノデアリマス

次ニ現行鑛業法ニ於キマシテハ、含油層ト密接ナル關係ヲ有スル可燃質天然瓦斯ノミハ、石油ト看做サレテ鑛業法ノ適用ヲ受ケテ居ルノデアリマス、併シナガラ最近ニ於キマシテハ含油層ト密接ナル關係ヲ有スル可燃質天然瓦斯ニ限ラズ、廣ク炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯一般ニ涉リ其ノ利用法ガ大イニ開拓セララルニ至ツタノデアリマシテ、其ノ爲地下ニ埋藏スル炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ハ、地下資源トシテ極メテ重大ナル意義ヲ有スルニ至ツタノデアリマス、斯ル實情ニ鑑ミマシテ、炭化水素ヲ主成分トスル天然瓦斯ハ、含油層ト密接ナル關係ヲ有スルコトニ拘ラズ、之ヲ全部石油ト看做スコトヲ致シタノデアリマス、尙ホ本法案ニ於キマシテハ、新ニ追加スル鑛物ニ付テ、其ノ事實上ノ掘採行為ヲ尊重スル趣旨ノ下ニ特別ノ經過規定ヲ設ケタノデアリマス

第三ハ異種鑛物ノ鑛業權ニ關スルモノデアリマス、現行鑛業法ハ鑛物ヲ鑛床ニ依ツテ區別シ、同一鑛床中ニ存在スル鑛物ハ一ノ鑛業權ヲ以テ之ヲ掘採シ得ルコトトシ、異種ノ鑛床ニ存在スル鑛物ヲ掘採スル爲ニハ、別箇ノ鑛業權ヲ必要トスル建前ニナツテ居ルノデアリマス、隨テ本來カラ申シマスルナラバ、同一ノ區域ニ數箇ノ鑛業權ガ併存シ得ル譯デアリマスルガ、現行法第三十一條ニ依リマスルト、鑛區ニ重複シテ異種鑛物ノ出願ガアル時ハ、之ヲ鑛業權者ニ通知シ、鑛業權者ガ出願スレバ、其ノ鑛業權者ガ優先權ヲ得ルコトヲナツテ居ルノデアリマス、其ノ結果、既存ノ鑛業權者ガ眞ニ當該鑛床ヲ開發スル意思ナキニ拘ラズ、徒ニ鑛業權ヲ取得スルコトモ生ズルノデアリマス、斯クテハ資源開發促進ノ趣旨ニモ背反スルモノト云ハネバナラスノデアリマス、

ソコデ本法案ニ於キマシテハ、鑛業出願地ガ他人ノ異種ノ鑛物ノ鑛區ト重複スル場合ニ於テハ、他人ノ鑛業ニ妨害ナシト認メラル限リ之ヲ許可スルコトヲ致シタノデアリマシテ、之ニ依リマシテ資源開發ノ趣旨ヲ徹底セシメントスルモノデアリマス、唯斯ノ如ク改正致シマスル時ハ、異種鑛物ノ採鑛獎勵ト云フ見地カラハ洵ニ結構デアリマスルガ、同時ニ其ノ反面ニ於テ既存ノ鑛業權者ノ作業ノ妨害ニ對スル調整方策ヲ講ズル必要ガアルノデアリマス、隨テ本法案ニ於キマシテハ、鑛業權ノ登錄ノ後ナル者ハ、先ナル者ノ承諾ガナケレバ其ノ重複スル部分ニ於テハ鑛業ヲ爲シ得ザルコトヲ致シマスルト共ニ、鑛業權ノ登錄ノ先ナル者ハ正當ノ理由ナクシテハ承諾ヲ拒ミ得ザルコトトシ、尙ホ此ノ承諾ニ付テハ裁決申請

ノ途ヲ開イタノデアリマス、尙ホ登錄ノ日ガ同日ナル場合ニハ、其ノ重複部分ニ於ケル鑛業ニ付互ニ協議ヲ爲スベキコトトシ、此ノ協議ニ付テモ裁決申請ノ途ヲ開イタノデアリマス

以上ノ規定ニ依リマシテ異種鑛物ノ鑛業權者間ノ作業ノ調整ヲ圖ルノデアリマスルガ、何分ニモ鑛業ハ地下作業デアリマスルカラ、斯ノ如キ手續ヲ經テモ、後日ニ至リ其ノ作業ガ他人ノ鑛業ニ妨害ヲ及ボス場合ナキヲ保シ難イノデアリマシテ、斯ル場合ニハ主務大臣ハ鑛業權者ニ其ノ妨害ノ排除、又ハ鑛業ノ停止ヲ命ズルコトヲ得ルモノトシ、尙ホ此ノ命令ニ從ハザル場合ニハ、鑛業權ヲ取消スコトヲ得ルコトヲ致シタ次第デアリマス

右述ベマシタ事項ノ外ニモ、本法案ハ鑛業警察ノ重大性ニ鑑ミマシテ、現在屆出事項トナツテ居リマスル施案ヲ認可事項ニ改メ、尙ホ鑛業權者ガ危害防止ノ義務ヲ負フ期間ヲ、鑛業權消滅後五箇年間マデ延長スルコトトシ、以テ危害ノ豫防ニ遺憾ナキヲ期スルコトヲ致シ、更ニ罰則ニ付テモ現在ノ事態ニ對應スルヤウ刑罰ヲ適當ニ改メ、其ノ規定ヲ整備シ、此ノ方面カラモ法ノ遵守ヲ確保スルコトヲ致シタノデアリマス

次ニ砂鑛法中改正法律案ニ付テ申上ゲマス、其ノ第一ハ砂鑛出願ニ關スルモノデアリマス、現行法第九條ニ依リマスレバ、砂鑛出願地ガ他人ノ所有ナル時ハ、出願人ハ土地所有者ノ承諾ヲ受ケルコトヲ要シ、此ノ場合土地所有者ハ自ラ砂鑛出願ヲ爲スコトニ依ツテ其ノ承諾ヲ拒ムコトヲ得ルコトヲナツテ居ルノデアリマス、併シナガラ最近ノ如ク砂鑛業ガ各地ニ勃興シ、且ツ其ノ規

模モ次第二大ナラントスル情勢ノ下ニ於キマシテハ、銘々ノ土地所有者ヨリ承諾ヲ受ケルト云フコトハ、出願人ノ立場カラモ、亦之ヲ處理スル官廳側ノ立場カラモ極メテ煩雜ナコトデアリマシテ、是ガ爲ニ砂鑛權ノ許可ガ著シク遲延スル結果トナルノデアリマス、ノミナラズ現行法ニ於キマシテハ、此ノ場合ノ土地所有者ノ出願ニ優先權ヲ附與シテ居ルノデアリマスルガ、斯ノ如ク土地所有者ノ銘々ニ砂鑛採取ノ權利ヲ附與スルコトハ、砂鑛ノ開發促進上極メテ不合理ト云フベキデアリマス、一面ニ於テ土地所有者等ノ利益ガ十分尊重セラレ、他面ニ於テ砂鑛權ノ設立ノ手續ガ簡易ニナルコトハ最モ望マシイコトデアリマスルカラ、本法案ニ於キマシテハ第九條ノ規定ヲ改正致シマシテ、砂鑛權ノ出願ガアツク場合ニハ、鑛山監督局長カラ土地所有者及ビ關係人ニ其ノ旨ヲ通知スルコト致シ、土地所有者承諾ヲ必要トシナイコトニ改メタ次第デアリマス、鑛山監督局長ヨリ通知ヲ受ケタ土地所有者及ビ關係人ハ愈々砂鑛ノ採取ノ始マル場合ニハ、砂鑛法第十二條以下ノ規定ニ從ツテ補償金ヲ請求シ得ル譯デアリマスルガ、本法案ニ於キマシテハ砂鑛ノ採取ヲ終ツタ場合ニハ、砂鑛權者ハ土地ノ原狀ニ復シ、又ハ原狀ニ復セザルニ因リテ生ズル損失ニ對シ補償金ヲ拂渡スベキコトトシ、土地所有者及ビ關係人ハ之ニ對シテモ相當ノ擔保ヲ供セシムルコトヲ得ルモノトシ、砂鑛權者ノ義務ヲ特ニ明確ナラシメタ次第デアリマス

改正ノ第二點ハ、砂鑛業ノ助長及ビ監督ニ關スルモノデアリマス、砂鑛業ハ最近マデハ比較的小規模ニ行ハレテ居ツタノデア

リマスルガ、最近次第二大規模ナモノガ現レヤウトスル氣運ニアルノデアリマス、斯ル實情ニ鑑ミマシテ、本法案ハ現行法第十七條ヲ改正シテ、廣ク砂鑛業上必要ナル工作物ノ施設ノ爲ニ土地ヲ使用シ得ルコトヲ認ムルコトトシ、以テ其ノ助長ニ資スルコトヲ致シタノデアリマス、更ニ之ヲ監督ノ方面ヨリ見マスルナラバ、是等ノ大規模ナ砂鑛業ニ對シテハ或ハ施業案ヲ提出セシメ、之ニ依ツテ取締ヲ行ツテ行ク必要ナル場合モアリ得ベク、又施業案ノミナラズ、砂鑛業ニ付テモ鑛業警察規則ト同趣旨ノ取締規則ヲ設ケ、之ニ依ツテ危害豫防ノ取締ヲ爲スコトモ必要デアリマス、而シテ砂鑛業ノ作業ノ爲ニ他人ニ損害ヲ及ボシタ場合ニハ、鑛業ト同様ニ砂鑛權者ニ對シテ其ノ賠償義務ヲ負ハシメルコトモ亦必要デアリマス、更ニ又砂鑛業ガ大規模トナルニ從ツテ之ニ從事スル勞働者ノ保護ヲ圖ルコトモ極メテ肝要デアルト思フノデアリマス、本法案ニ於キマシテハ、是等ノ事情ヲ考慮シテ、鑛業法中ノ條文ヲ砂鑛業ニ準用スルコトト致シタ次第デアリマス

尙ホ本法案ニ於キマシテハ罰則ニ付テモ之ヲ鑛業法ト同様ノ趣意ニ依リマシテ改正致シタ次第デアリマス、鑛業法中改正法律案及砂鑛法中改正法律案ノ内容ノ大綱ハ大體以上ノ通りデアリマス、何卒御審議ノ上御同意アラシコトヲ希望致シマス

○櫻井委員長 此ノ際一寸政府ニ要望致シマスガ、御承知ノ通り政變ノ結果會期ガ短クナツテ居リマスガ、此ノ鑛業法ノ改正ニ因リマシテ、各種ノ重要ナル質疑ガ相當出ルデアラウト思フノデアリマス、又本委員會ニ更ニ別個ノ案ガ付議セラレル場合ハ、

一層質疑ガ多クナルト思ヒマスガ、資料ノ如キハ今カラ十分ニ準備ヲシテ置カレマシテ、要求サレテカラ多クノ時日ヲ費シテ御提出ニナルヤウデハ、ドウシテモ審議ヲ速ク進メルコトガ出來ナイ結果ニナルダラウト思ヒマスノデ、本法案ニ直接ノモノハ勿論、此ノ委員會ニ於テ將來起ルベキ質疑等ニ關スル資料ニ付テハ相當細カイモノマデ豫メ御準備下サイマシテ、成タケ早ク御提出アラシコトヲ要望致シマス、本日ハ是ニテ散會ヲ致シマス、次會ハ明日午後一時ヨリ開會致シマス

午前十一時二分散會

昭和十五年二月二十六日印刷

昭和十五年二月二十七日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局